

○時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について

(平成22年8月4日島交規乙第456号関係所属長あて県警察本部長通達)

最近の交通情勢にかんがみ、道路交通のより一層の安全と円滑を図るため、時差式信号現示による制御を導入する場合の一般的事項について別添のとおり「時差式信号現示による制御に関する運用指針」を制定し、平成22年8月4日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

時差式信号現示による制御に関する運用指針

第1 通則

1 趣旨

この指針は、道路交通におけるより一層の安全と円滑を図るため、時差式信号現示による制御を導入して運用する場合の一般的事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この指針における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 時差式信号現示

車両用交通信号灯器（以下「車両用灯器」という。）を用いて、上り方向又は下り方向を同時に流すことができる交通流に対し、いずれかの一方の青信号表示を延長する信号現示をいう。ただし、矢印信号表示による制御は含まないものとする。

(2) 横断歩行者等

歩行者及び歩行者と同一の信号灯火で自転車横断帯又は横断歩道付近を通行する自転車をいう。

(3) クリアランス時間

交差点内の車両を一掃するために必要な時間をいい、黄信号表示時間と全赤信号表示時間の和をいう。

第2 一般的事項

1 時差式信号機の設置場所

1日を通して上り方向又は下り方向のいずれか一方の右折交通量が他の方向からの交通量より著しく多い交差点に設置すること。

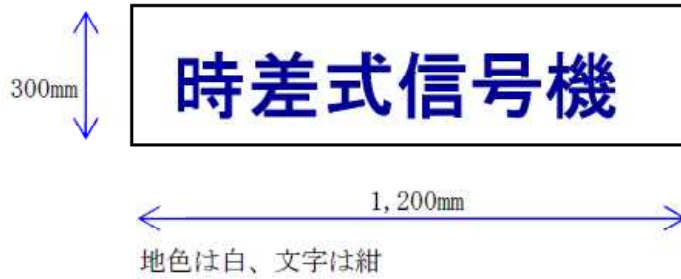
2 時差式信号機の設置条件

(1) 歩行者用灯器の設置

時差式信号機を設置する場合、時差式信号現示に従って進行する右折車両と右折先の横断歩行者等との交錯を防ぐため、歩行者用交通信号灯器（以下「歩行者用灯器」という。）を必ず設置すること。

(2) 標示板の併設

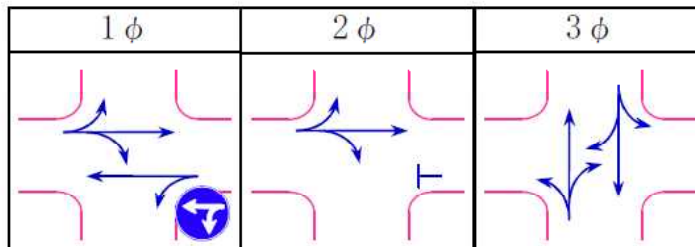
運転者に時差式信号機である旨を知らせるため、次の図に示す標示板を時差式信号現示で運用する車両用灯器に併設すること。



時差式標示板図

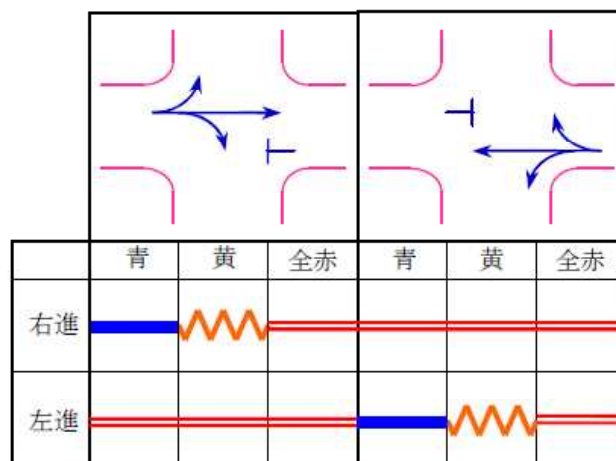
(3) 交通規制の併用

ア 十字路交差点等において、右折交通に対する時差式信号現示を表示する場合は、次の図に示すとおり、青信号表示を短縮する方向の流入交通に対して、右折禁止の交通規制を終日実施すること。



右折禁止措置

イ う回路が確保できない等の理由からアの右折禁止措置が実施できない場合は、次の図に示すとおり、上り方向、下り方向それぞれに独立した現示を設ける別出し方式による制御を行うこと。



別出し方式

- 1 標準的な十字路交差点を対象としたいわゆる早出し方式による制御については、右折交通が連続して通行しているところへ、遅出し方向からの対向直進交通が進行し衝突する危険性、遅出し方向の車両の思い込み発進の危険性等が想定されるため、行わないこと。
- 2 青信号表示を延長する時間は、運転者が時差式信号現示であることを認識できるように、青信号表示を短縮する側のクリアランス時間より十分長く確保すること。
- 3 青信号表示を延長する時間帯は、右折先の横断歩道を対象とした歩行者灯器を赤信号表示にすること。
- 4 十字路交差点で時差式信号現示により表示時間を延長する側に3方向矢印又は丁字路交差点で時差式信号現示により表示時間を延長する側に2方向矢印を同時に表示することは青信号と同じ意味を表すことになり、当該交差点において2種類の方法で表示することは運転者の混乱を招きやすいので行わないこと。
- 5 この指針に基づく運用に当たって、現に運用しているものについて変更する必要がある箇所においては、逐次変更することとする。